

平成 22 年 9 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

平成 22 年度診療報酬改定において、処方せんに「都道府県番号」、「点数表番号」および「医療機関コード」（以下、「医療機関コード等」という。）を記載することとなり、処方せん様式および処方せんに係る記載要領通知の一部が改正されましたことは平成 22 年 3 月 16 日付け日医発第 1055 号（保 210）「平成 22 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、ご連絡申し上げたところであります。

上記通知において、医療機関コード等の記載につきましては、平成 22 年 9 月 30 日までの間は省略できるとされており、平成 22 年 10 月 1 日以降に処方せんを発行する場合には医療機関コード等の記載が必要となり、また、薬局においても調剤報酬の請求に当たり、医療機関からの処方せんに基づき、調剤報酬明細書への医療機関コード等の記載が必要となります。

しかし、健康保険法第 63 条第 3 項第 2 号および第 3 号に規定されている医療機関（企業や健康保険組合（保険者）が社員や組合員（被保険者）の診療等のために開設する医療機関等）（以下、「2 号および 3 号医療機関」という。）は保険医療機関の指定を受けていないため医療機関コードが付与されておらず、平成 22 年 10 月 1 日以降に処方せんを発行する際、医療機関コードを記載することができないことから、今般、厚生労働省保険局医療課長より「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正についてが発出され、2 号および 3 号医療機関における「医療機関コード」の記載要領が示されましたので、ご連絡申し上げますとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

具体的には、2 号および 3 号医療機関は「医療機関コード」欄に「999999」の 7 桁を記載することとされました。

なお、平成 22 年 10 月 1 日以降、医療機関コード等を記載するに当たり、旧処方せん様式を取り繕って使用すること（「備考」欄等を用いて分かりやすく記載する。）は可能でありますことを申し添えます。

（添付資料）

- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について
（平 22.9.7 保医発 0907 第 5 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発0907第5号
平成22年9月7日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書の記載要領等について」の一部改正について

処方せんについては、「診療報酬請求書の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)において、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」を記載することとされているところであり、保険薬局はこれらの番号を調剤報酬明細書に記載することとされている。

しかしながら、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第2号及び第3号に規定されている医療機関は保険医療機関ではないため、医療機関コードが付与されておらず、平成22年10月1日以降に処方せんを発行する際に、医療機関コードを記載することができないため、「診療報酬請求書の記載要領等について」の一部を下記のとおり改正することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、保険薬局は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第3条において、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定されている医療機関の医師等が交付した処方せんについても、取り扱うこととされていることを申し添える。

記

- 別紙2の第5の4の2中「医療機関コードと同様の番号)を記載すること。」の下に「また、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定する医療機関については、「医療機関コード」欄に「999999」の7桁を記載すること。」を加える。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保医発第82号)
の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙2 第5 処方せんの記載上の注意事項 1～4 (略) 4の2 「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄について 「都道府県番号」欄には、保険医療機関の所在する都道府県番号2桁(診療報酬明細書に記載する都道府県番号と同様の番号)を記載すること。「点数表番号」欄には、医科は1を、歯科は3を記載すること。「医療機関コード」欄には、それぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁(診療報酬明細書に記載する医療機関コードと同様の番号)を記載すること。<u>また、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定する医療機関については、「医療機関コード」欄に「9999999」の7桁を記載すること。</u>なお、これらの記載については、平成22年9月30日までの間は省略することができるものとする。 5～9 (略)</p>	<p>別紙2 第5 処方せんの記載上の注意事項 1～4 (略) 4の2 「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄について 「都道府県番号」欄には、保険医療機関の所在する都道府県番号2桁(診療報酬明細書に記載する都道府県番号と同様の番号)を記載すること。「点数表番号」欄には、医科は1を、歯科は3を記載すること。「医療機関コード」欄には、それぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁(診療報酬明細書に記載する医療機関コードと同様の番号)を記載すること。なお、これらの記載については、平成22年9月30日までの間は省略することができるものとする。 5～9 (略)</p>